

## 法務省が実施した政策評価についての個別審査結果

### 1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定、平成17年12月16日改定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

- ア 「平成18年度法務省事後評価実施結果報告書」（平成19年8月23日付け法務省秘企第918号による送付分）における実績評価方式による26件（注1）の政策評価
- イ 「平成19年度法務省事前評価実施結果報告書」（平成19年8月29日付け法務省秘企第935号による送付分）における事業評価方式による9件（注2）の政策評価

（注1） 送付を受けた30件の政策評価のうち、研究開発を対象とした評価（2件）及び総合評価方式による評価（2件）を除いた26件の政策評価。また、研究開発を対象とした評価及び総合評価方式による評価については、別途整理する予定である。

また、総合評価方式による評価として、評価時期が到来していないものについての中間的な報告2件があるが、評価結果がまとめられたものでないため、審査の対象としていない。

（注2） 送付を受けた10件の政策評価のうち、研究開発を対象とした評価（1件）を除いた9件の政策評価

### 2 実績評価方式による政策評価についての審査

#### （1）審査の考え方と点検の項目

##### （目標の設定状況）

実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である（注）。

- 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

（注） 達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

#### （2）審査の結果

「平成18年度法務省事後評価実施結果報告書」における実績評価方式による26件の政策評価についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

政策評価審査表（実績評価関係）

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無										
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無				
(1) 検察権行使を支える事務の適正な運営												
1	捜査における通訳の適正の確保	○	適正な通訳人の確保のための対策を充実させる。	P								
		○	達成目標 通訳人に対し、捜査における通訳の遂行に必要な知識及び公正・中立な通訳を行うための心構えを修得できるよう研修・情報の提供等を充実させる。	2					実施状況（研修日数）	P	2日間	○
					実施状況（研修員数）	P	50人	○				
2	被害者等通知制度の適切な運用	—	刑事司法手続に対する被害者等を含めた国民の理解と信頼を得る。	C								
		—	達成目標 被害者等に対し、被害者等通知制度を広く知らせて、通知を希望する人に対し、可能な範囲で、刑事事件の処分結果等の情報を提供する。	3 (参考指標1)					通知者数	P	—	—
									通知件数	P	—	—
									通知希望者数	P	—	—
					<参考指標> 通知しなかった件数	P						
3	検察広報の積極的推進	○	検察に対する国民の理解を深め、国民の信頼を高める。	C								
		○	達成目標 全国の各検察庁において、幅広い層の国民に対し、検察の役割や刑事司法に関する広報活動を実施する。	2					実施状況（対象年齢層、対象年齢層別回数、内容）	P	—	—
					広報活動の実施回数	P	対前年度増数	○				
(2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施												
1	矯正施設における収容の確保	○	刑事施設における被収容者の拘禁の確保と円滑な施設運営を図り、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築する。	C								
		○	達成目標 過剰収容下にある刑事施設において、収容能力拡充のための整備を促進する。	1					年度末現在の収容率	P	対前年度減	○
2	刑事施設における矯正処遇の推進	○	刑事施設に収容されている性犯罪者が、自らの過ちに気づき、自己の責任を自覚できるようになる。	C								
		○	達成目標 刑事施設に収容されている性犯罪者の問題性を改善させるための教育プログラムを実施する。	1					性犯罪者の問題性を改善させるための教育プログラムの実施	P	対象者受講率100%	○

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無										
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無				
3	刑事施設における刑務作業の実施	○	受刑者の円滑な社会復帰を促進するため、職業訓練を実施し、出所後の生活に役立つ免許・資格を取得できるようにする。	P								
		○	達成目標1 受刑者に対し、広く職業訓練の機会を与える。	2					受講者数	P	対前年度増	○
									受講者数/受刑者数	P	対前年度増	○
		○	達成目標2 受刑者に対し、職業に必要な知識・技能及び資格・免許を取得させる。	2					職業訓練の修了者数	P	対前年度増	○
				資格又は免許の取得者数	CM	対前年度増	○					
4	行刑行政の透明性の確保	○	行刑に関連する情報を積極的に公開することにより、行刑行政に対する国民の理解を深める。	C								
		○	達成目標1 公表・開示する行刑関連情報を増やす。	2					公開する行刑関連情報の項目数（訓令・通達類、各種統計、施設運営に係る情報等）	P	対前年度増	○
									一般市民を含む施設見学、広報等の機会の数	P	対前年度増	○
○	達成目標2 民間外部協力者等が刑事施設の活動に協力・参加する機会を増やす。	1	刑事施設の活動に協力・参加した民間外部協力者の延べ数	P	対前年度増	○						
(3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進												
1	矯正業務の民間委託	○	刑事施設における職員の勤務負担の軽減を図り、被収容者処遇の質を向上させる。	C								
		○	達成目標 民間委託率の向上	1					民間委託ポスト数/職員数	P	4.74%	○
(4) 保護観察対象者等の改善更生												
1	保護観察対象者等の改善更生	○	更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る。	C								
		○	達成目標1 保護観察処遇の充実強化を図る。	4 (参考指標4)					社会参加活動の活動場所の確保	P	基準年次の数を維持	○
									覚せい剤事犯仮釈放者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合	P	基準年次に比して10%増	○
									成人性犯罪等対象者への処遇プログラムの実施	P	全保護観察所(50庁)におけるプログラムの実施	○
			保護司に対する研修実施状況	P	保護司の処遇能力向上のための研修の充実	-						

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無										
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無				
					<参考指標> 各保護観察号種別の類型の認定割合	P						
					<参考指標> 保護司の充足率 （定員に占める実人員の割合）	P						
					<参考指標> 全保護司の平均年齢	P						
					<参考指標> 全保護司のうち女性の占める割合	P						
		○	達成目標 2 保護観察対象者の就業を確保する。	2	保護観察終了者に占める無職者の割合	CM	基準年次に比して5%減	○				
					協力雇用主の数	P	基準年次の数を維持	○				
		○	達成目標 3 長期刑仮釈放者の社会復帰を促進する。	1	中間処遇実施予定者の選定率	P	対基準年次増	○				
		○	達成目標 4 更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する。	1	全更生保護施設の保護率	P	対基準年次増	○				
(5) 犯罪予防活動の助長												
1	犯罪予防活動の助長	○	犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。	P								
		○	達成目標 1 社会を明るくする運動への国民の参加を促進する。	2					実施委員会の未組織地域	CM	対前年減	○
									主な行事の開催回数及び参加人員	CM	対前年増	○
		—	達成目標 2 社会を明るくする運動の行事内容の充実を図る。	1	中央実施委員会が開催する行事におけるアンケート調査結果	P	行事内容に対する高い評価の獲得	—				
(6) 破壊的団体等の調査等を通じた公共の安全の確保に寄与するための業務の実施												
1	破壊的団体等の調査等を通じた公共の安全の確保に寄与するための業務の実施	○	破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。	C								
		○	達成目標 1 国民の不安感払拭のため、オウム真理教に対する観察処分を厳正に実施する。	2					活動状況及び危険性の解明（立入検査の実施回数）	P	—	—
									地方公共団体からの情報提供要請に対する回答率	P	100%	○
		—	達成目標 2 破壊的団体等の調査の過程で得られる情報を、必要に応じて政府や関係機関に適時・適切に提供する。	1	提供情報の正確性、適時性、迅速性	P	—	—				

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無										
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無				
(7) 登記事務の適正円滑な処理												
1	登記情報システムの再構築	○	登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減等を図るとともに、国民の利便性を向上させる。	C	/							
		○	達成目標 1 平成19年度末までに全国の登記所の登記情報の電子化を完了する。	1					不動産登記：全国の登記簿の総不動産筆個数に対する移行完了筆個数割合 商業・法人登記：全国の登記簿の総会社・法人数に対する移行完了会社・法人数割合	P	平成19年度末までに、全国の登記情報の電子化を完了する。	○
		○	達成目標 2 平成20年度末までに全国の登記所に対してオンライン申請を可能にする。	1					全国の登記所数に対するオンライン申請導入登記所数	P	平成20年度末までに、全国の登記所に対してオンライン申請を可能とする。	○
		○	達成目標 3 平成22年度末までに登記情報システムの再構築を実現する。	1					平成23年度における登記情報システムの運用経費と平成15年度の同経費との比較	P	再構築事業の終了する平成23年度において、登記情報システムの運用経費を平成15年度比で110億円程度削減を図る。	○
2	地図管理業務・システムの最適化	○	地図情報システムの全国展開により、インターネットを利用した地図情報の提供や、最寄りの登記所から他管轄物件の地図等の証明書の取得ができるようになるなどの行政サービスの向上を実現する。	C	/							
		○	達成目標 平成22年度末までに、全国の登記所に地図情報システムを導入する。	1					全国の登記所数に対する地図情報システム導入登記所数の割合	P	平成18年度末：約15% 平成19年度末：約35% 平成20年度末：約60% 平成21年度末：約80% 平成22年度末：100%	○

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無										
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無				
(8) 債権管理回収業の審査監督												
1	債権管理回収業の審査監督	○	債権回収会社について必要な規制を行うことにより、債権管理回収行為等の適正を図る。	C								
		○	達成目標 債権回収会社の違法・不当な業務による国民被害を未然に防止するとともに、暴力団等反社会的勢力の参入を排除する。	2 (参考指標4)					債権回収会社に対する立入検査の実施状況（実施率）	P	対前年増	○
									債権回収会社に対する立入検査で指摘した事項の改善状況	P	—	—
									<参考指標> 回収先（債務者）ヒアリングによる回収状況把握	P		
									<参考指標> 債権管理回収業の営業許可審査の件数	P		
									<参考指標> 債権回収会社に対する行政処分の件数	P		
			<参考指標> 債権回収会社に対する苦情・相談受付状況	P								
(9) 人権の擁護												
1	人権啓発活動の推進	○	人権尊重について国民の理解が深まる。	C								
		○	達成目標 1 人権啓発活動ネットワークを全国に整備する。	1					全市町村数に対するネットワーク参加市町村数の割合	P	対前年度増	○
		○	達成目標 2 全国中学生人権作文コンテストの参加者がより多くなるようにする。	2					全中学生数に対するコンテスト応募者数の割合	P	対前年度増	○
									全中学校数に対するコンテスト応募中学校数の割合	P	対前年度増	○
2	人権侵犯事件の適正な調査・対応	○	人権侵害による被害が救済され、予防される。	C								
		○	達成目標 1 女性に対する人権侵犯事件への取組（調査・対応）強化	1					人権侵犯事件の対応件数	P	対前年増	○
		○	達成目標 2 子どもに対する人権侵犯事件への取組（調査・対応）強化	1					人権侵犯事件の対応件数	P	対前年増	○
		○	達成目標 3 インターネット上における人権侵犯事件への取組（調査・対応）強化	1					人権侵犯事件の対応件数	P	対前年増	○

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無										
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無				
3	人権相談の充実	○	人権問題について、相談を通じて、相談者の抱えている問題状況が改善される。	C								
		○	達成目標1 女性をめぐる人権問題について気軽に相談できる体制の整備	1					専用相談電話「女性の人権ホットライン」における相談件数	P	対前年増	○
		○	達成目標2 子どもをめぐる人権問題について気軽に相談できる体制の整備	1					専用相談電話「子どもの人権110番」における相談件数	P	対前年増	○
		○	達成目標3 日本に居住する外国人が気軽に相談できる体制の整備	1					「外国人のための人権相談所」における相談件数	P	対前年増	○
(10) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理												
1	国の利害に関係のある民事・行政事件訴訟の適正・迅速な進行	○	国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。	P								
		○	達成目標 国の利害に関係のある本案訴訟の第1審の訴訟手続をすべて2年以内に終了させる。	1					判決により終了した本案訴訟の第1審のうち、審理期間が2年以内であったものの率	P	平成20年度：100%	○
(11) 好ましくない外国人の排除												
1	好ましくない外国人の排除	○	平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させ、我が国社会の安全と秩序の維持を目指す。	C								
		○	達成目標 平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させる。	2					平成20年末における我が国における不法滞在者数（推計値）	CM	12.5万人以下	○
									厳格な出入国審査、強力な摘発、円滑な送還など不法滞在者縮減のための施策の実施状況	P	効果的な不法滞在者対策の実施	—
2	出入国管理システムの最適化	○	出入国の管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直しを行い、システム運用経費の削減を図る。	P								
		○	達成目標 出入国管理業務の業務・システムの最適化を実現する。	1					いわゆるレガシーシステムからオープンシステムへの刷新を行う。	P	オープンシステム・汎用ソフトウェアの導入等レガシー刷新のためのシステム再構築を通じて移行完成時において現システムの運用経費から10.2億円（最適化後4年間の合計額）の削減を図る。	○

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
(12) 外国人の円滑な受入れ									
1	出入国審査	○	円滑な出入国審査を実施することにより、国際交流を増進する。	C					
		○	達成目標 入国手続の迅速化のための施策を実施することにより、空港での審査の待ち時間を短縮する。		1	空港での審査に要する最長待ち時間	CM	20分以下	○
2	出入国管理システムの最適化(再掲)	○	出入国の管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直しを行い、システム運用経費の削減を図る。	P					
		○	達成目標 出入国管理業務の業務・システムの最適化を実現する。		1	いわゆるレガシーシステムからオープンシステムへの刷新を行う。	P	オープンシステム・汎用ソフトウェアの導入等レガシー刷新のためのシステム再構築を通じて移行完成時において現システムの運用経費から10.2億円（最適化後4年間の合計額）の削減を図る。	○
(13) 法務行政における国際協力の推進									
1	国際連合に協力して行う研修・研究及び調査の推進	○	開発途上国における刑事司法運営が円滑になされるようになる。	C					
		○	達成目標 1 犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーの実施		3	研修の実施件数	P	前年度の実績を維持（平成17年度：9回）	○
						研修への参加人員	P	前年度の実績を維持（平成17年度：178人）	○
						研修員の研修に対する満足度	P	研修員の満足度の割合80%以上	○
		○	達成目標 2 国際的な刑事司法の現状や実態の分析により、刑事司法運営のより効果的な方策を探求するための国際会議の開催		2	国際会議の開催回数	P	前年度の実績を維持（平成17年度：1回）	○
						国際会議の参加人員	P	前年度の実績を維持（平成17年度：18人）	○
	○	達成目標 3 国連の犯罪防止施策の強化に協力するための国際会議への参加		2	国際会議への参加回数	P	前年度の実績を維持（平成17年度：1回）	○	
					国際会議への参加人員	P	前年度の実績を維持（平成17年度：2人）	○	

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無										
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無				
2	法制の維持及び整備に関する国際協力の推進	○	支援対象国の民商事法分野における法制が維持・整備されるようになる。	C								
		○	達成目標1 開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対する国際研修の実施	3					研修の実施件数	P	前年度の実績を維持（平成17年度：10回）	○
									研修への参加人員	P	前年度の実績を維持（平成17年度：95人）	○
									研修員の研修に対する満足度	P	研修員の満足度の割合80%以上	○
		○	達成目標2 諸外国の法制等の調査研究の実施	2					諸外国への調査職員の派遣件数	P	前年度の実績を維持（平成17年度：1件）	○
									諸外国からの研究員の招へい人数	P	前年度の実績を維持（平成17年度：8人）	○
		○	達成目標3 法整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議の開催	2					会議の開催回数	P	前年度の実績を維持（平成17年度：1回）	○
			会議への参加人員	P	前年度の実績を維持（平成17年度：84人）	○						
3	外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力	○	外務省の施策を踏まえて施設づくりのノウハウが相手国により理解される。	C								
		○	達成目標 専門家派遣及び外国の研修員の受け入れ依頼に対応する。	2					依頼件数に対する専門家の派遣数の割合	P	100%	○
									依頼件数に対する研修の実施数の割合	P	100%	○
(14) 法務行政に対する理解の促進												
1	法務行政に関する広報活動	○	法務省に関心を持つ国民が増加する。	C								
		○	達成目標1 法務省ホームページのアクセス件数が増加する。	1 (参考指標1)					ホームページへのアクセス件数	P	対前年度増	○
									<参考指標> ホームページの更新件数	P		
		○	達成目標2 法務省見学者が増加する。	2					見学者数	P	対前年度増	○
									事前予約制見学プログラムの申込者数	P	対前年度増	○
○	達成目標3 法務省広報誌（「法務省だより・あかれんが」）の一般読者数が増加する。	1	国民等への配布部数	P	対前年度増	○						

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無
(15) 職員の多様性及び能力の確保								
1	女性職員の採用・登用拡大の推進	○ 男女共同参画社会の実現に寄与するため、法務省における女性職員の採用・登用の拡大を推進する。	P	3 (参考指標2)	採用者に占める女性の割合	P	【法務省】 ○I種、II種、III種、入国警備官:3割以上又は33%以上(採用者が著しく少ない場合又は当該試験合格者に占める女性の割合が2割以下の場合を除く)当該試験に占める女性の割合が3割以上のときは、採用者に占める女性の割合が当該割合を上回るようにする ○検事:3割以上又は33%以上(司法修習終了者に占める女性の割合が2割以下の場合を除く)司法修習終了者に占める女性の割合が3割以上のときは、任官者に占める女性の割合が当該割合を上回るようにする 【公安調査庁】 I種:女性の採用に努める II種:平成18年度から平成22年度までの5年間を通算して、15%を下らないよう努力するとともに、20%に到達することを目標にする	○
					登用の拡大について	P	【法務省】 女性職員の登用の拡大に一層努めることとする 【公安調査庁】 行政職(一) 3・4級(係長級 旧4～6級)については、女性の占める割合が全府省の同割合を大きく上回る状況を維持する 公安職(二) 3・4級(係長級 旧4～6級):10%、 5・6級(旧7・8級):登用に努める	○
					勤務環境の整備等	P	超過勤務の縮減策を含め、仕事の進め方の見直し及び意識の改革を推進する	—

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無
					<参考指標> 登用に資する研修における女性職員受講割合(民事、刑事、矯正)	P		
					<参考指標> 管理職に占める女性職員の比率(保護)	P		
合計	26政策	○=25 ○=43	C=20 P=6	74 (参考指標12)	CM=6 P=80		○=63	

(注) 1 法務省の「平成18年度法務省事後評価実施結果報告書」を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(実績評価関係)の記載事項」を参照

## 政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「政策番号」欄	評価の対象とされた施策目標ごとに付されている番号を記入した。
「政策」欄	評価書の「評価対象」欄に記載されている事項を記入した。
「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄	<p>目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。</p> <p>上記に該当しないものは、「－」を記入した。</p> <p>なお、評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されているものは「○」を記入した。</p>
「達成すべき目標（達成目標）」欄	評価書の「基本目標」欄及び「達成目標」欄に記載されている事項を記入した。
「目標分類」欄	<p>「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「C」、「P」の別を記入した。</p> <p>なお、「C」（=outCome）はアウトカム、「P」（=outPut）はアウトプットをそれぞれ示す。</p>
「測定指標」及び「指標数」欄	「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標及びその数を記入した。
「指標分類」欄	<p>「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「CM」、「CI」、「P」の別を記入した。</p> <p>なお、「CM」（=outCome Measurable）はアウトカムで定量的な指標、「CI」（=outCome Immeasurable）はアウトカムで定性的な指標、「P」（=outPut）はアウトプット指標をそれぞれ示す。</p>
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を定めている場合に、その値、水準等を記入した。
「指標の目標値等の設定の有無」欄	各測定指標に着目した場合の目標値等の設定について、上記の「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄と同様の分類により「○」及び「－」を記入した。

## アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）

各府省の実績評価方式を用いた評価で用いられている測定指標について、アウトカム指標とアウトプット指標との区分を分類整理するに当たっては、下記の考え方に沿って指標を分類した。

### 記

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第3条第1項において、政策効果は「政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」と定義されている。この「国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」がアウトカムに当たる。

○アウトカム指標	
行政の活動の結果として、国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響	(例) <ul style="list-style-type: none"> <li>○行政サービスに対する満足度</li> <li>○講習会の受講による知識の向上、技能の向上</li> <li>○搬送された患者の救命率</li> <li>○開発途上国における教育水準（識字率、就学率）</li> <li>○農産物の生産量</li> <li>○大気、水質、地質の汚染度</li> <li>○ごみ減量処理率、リサイクル率、廃棄物の再生利用量、不法投棄件数</li> <li>○株式売買高の推移</li> <li>○育児休業取得率</li> <li>○就職件数、就職率</li> </ul>
○アウトプット指標	
アウトカム指標以外のもの	
① 行政の活動そのもの	(例) <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業の実施件数、 ○会議の開催数</li> <li>○偽造防止技術の研究件数、 ○環境基準の設定</li> <li>○検査件数、 ○行政処分の実施件数</li> </ul>
② 行政活動により提供されたモノやサービスの量	(例) <ul style="list-style-type: none"> <li>○講習会、展示会等の開催回数</li> <li>○標準事務処理期間の遵守状況</li> <li>○電算機の稼働率、 ○助成金の支給件数・支給金額</li> <li>○パンフレットの配布数</li> </ul>
③ 行政活動により提供されたモノやサービスの利用の結果	(例) <ul style="list-style-type: none"> <li>○講習会、展示会等の参加者数</li> <li>○ホームページ等へのアクセス件数</li> <li>○論文の被引用数、 ○共同利用施設の利用者数</li> <li>○放送大学の学生数、 高等教育機関における社会人の数</li> <li>○技術士、環境カウンセラー等の登録者数</li> <li>○相談件数、 ○インターンシップ参加者数</li> </ul>
④ 行政機関同士や行政内部の相互作用の結果であり直接国民生活や社会経済に及ぼす影響でないもの	(例) <ul style="list-style-type: none"> <li>○機構・定員等の審査結果</li> <li>○一般会計予算の主要経費構成比</li> <li>○法令等審査件数</li> <li>○恩給請求書を3か月以内に総務省に進達した割合</li> </ul>
⑤ 行政活動の結果に起因して生じている現象や事態を表す指標であるが、それ自体は直接国民生活や社会経済に及ぼす影響を表すものではないもの	(例) <ul style="list-style-type: none"> <li>○各種研究開発の特許取得件数</li> <li>○マネーロンダリングに関する金融機関からの届出件数</li> <li>○新規化学物質の製造、輸入に関する届出件数</li> </ul>

### 3 事業評価方式による政策評価（事前）についての審査

#### （1）審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎としての確な政策の採択や実施の可否を検討するものとされている（基本方針 I-4-ア）。事前評価については、個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助並びに規制に関して、その実施が義務付けられている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）第 9 条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）第 3 条）。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画等に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、更に質の高い政策評価の実施に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

#### （政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第 3 条）。政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したかをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- 政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

#### （事前評価の結果の妥当性の検証について）

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である（基本方針 I-4-ウ）。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的（定量的）に把握できるものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 事後的な検証を行うこととしているか。また、その時期は特定されているか。

- ② 事後的な検証が予定されている場合、政策効果の把握の方法は、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

## (2) 審査の結果

「平成 19 年度法務省事前評価実施結果報告書」における事業評価方式による 9 件の政策評価（事前）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

(全体注) 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度内に別途取りまとめる予定である。

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）

整理番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特性
1	施設の整備 （甲府法務総合庁舎新営工事）	○ ・検察業務の質的・量的変化への対応	○ 施設使用後5年経過後実施（大臣官房施設課における事業評価システム）	○ 現状と整備後の施設機能の比較を行い効果を把握
2	施設の整備 （岡山法務総合庁舎新営工事）	○ ・検察業務の質的・量的変化への対応	○ 施設使用後5年経過後実施（大臣官房施設課における事業評価システム）	○ 現状と整備後の施設機能の比較を行い効果を把握
3	施設の整備 （さいたま第2法務総合庁舎新営工事）	○ ・行政サービスの向上	○ 施設使用後5年経過後実施（大臣官房施設課における事業評価システム）	○ 現状と整備後の施設機能の比較を行い効果を把握
4	施設の整備 （富士法務総合庁舎新営工事）	○ ・検察業務の質的・量的変化への対応 ・行政サービスの向上	○ 施設使用後5年経過後実施（大臣官房施設課における事業評価システム）	○ 現状と整備後の施設機能の比較を行い効果を把握
5	施設の整備 （仙台第3法務総合庁舎新営工事）	○ ・行政サービスの向上	○ 施設使用後5年経過後実施（大臣官房施設課における事業評価システム）	○ 現状と整備後の施設機能の比較を行い効果を把握
6	施設の整備 （高崎法務総合庁舎新営工事）	○ ・検察業務の質的・量的変化への対応 ・地域との調和 ・業務の効率化・処遇改善 ・環境負荷の小さな施設づくり ・長く使える施設づくり	○ 施設使用後5年経過後実施（大臣官房施設課における事業評価システム）	○ 現状と整備後の施設機能の比較を行い効果を把握
7	施設の整備 （高知法務総合庁舎新営工事）	○ ・検察業務の質的・量的変化への対応	○ 施設使用後5年経過後実施（大臣官房施設課における事業評価システム）	○ 現状と整備後の施設機能の比較を行い効果を把握
8	施設の整備 （熊谷拘置支所新営工事）	○ ・地域との調和 ・業務の効率化・処遇改善 ・環境負荷の小さな施設づくり ・長く使える施設づくり	○ 施設使用後5年経過後実施（大臣官房施設課における事業評価システム）	○ 現状と整備後の施設機能の比較を行い効果を把握
9	施設の整備 （八日市場拘置支所新営工事）	○ ・地域との調和 ・業務の効率化・処遇改善 ・環境負荷の小さな施設づくり ・長く使える施設づくり	○ 施設使用後5年経過後実施（大臣官房施設課における事業評価システム）	○ 現状と整備後の施設機能の比較を行い効果を把握
合計		○=9	○=9	○=9
(備考)				

(注) 1 法務省の「平成19年度法務省事前評価実施結果報告書」を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項」を参照

## 政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「整理番号」欄	評価の対象とされた政策について順次番号を記入した。
「政策」欄	評価書の「評価対象」欄に記載されている事項を記入した。
「得ようとする効果の明確性」欄	<p>政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。</p> <p>得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。「何を」、「どうする」のことは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものは、「△」を記入した。得ようとする効果についての記載がないものは、「－」を記入した。</p>
「検証を行う時期の特定」欄	<p>事後的検証を予定している場合に、その検証を行う時期を記入した。</p> <p>当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものは、「○」を記入した。事後的検証を行うこととはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものは、「△」を記入した。事後的検証を行うことが明らかにされていないものは、「－」を記入した。</p>
「効果の把握の方法の特定性」欄	<p>事後的検証を予定している場合に、政策の実施後に実際に得られた効果をどのように把握・測定するのかを記入した。</p> <p>政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものは、「○」を記入した。効果の把握の方法が不明確なものは、「△」を記入した。</p>